

## ■ 建設工事における最低制限価格制度改正のお知らせ

松本市上下水道局では、松本市に合わせて建設工事における最低制限価格制度の改正を行います。

令和4年6月1日以後に行う入札の公告又は指名通知に係るものから適用します。

### ■【改正する制度】

松本市上下水道局最低制限価格制度

### ■【改正の内容】

以下のとおり、最低制限価格の設定基準の改正を行います。

本市の基準		
区分	改正前	改正後
設定基準	設計金額における ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・ <del>一般管理費×0.55</del> } 合計額 ×1.10  ※ 次の範囲内で設定するもの	設計金額における ・直接工事費×0.97 ・共通仮設費×0.90 ・現場管理費×0.90 ・ <del>一般管理費×0.55</del> ・ <u>一般管理費×0.68</u> } 合計額 ×1.10  ※ 次の範囲内で設定するもの
上限・下限値	予定価格の89.5～94.5%	予定価格の89.5～94.5%
	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の75～92%の範囲内とすることができる。	ただし、総務課長等が特に必要と認めるものについては、予定価格の75～92%の範囲内とすることができる。